

事業所名

城南児童発達支援センター

支援プログラム

作成日

2026年

3月

7日

法人（事業所）理念		この事業所は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、支援することを目的とします。						
支援方針		・通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた通所支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して、適切かつ効果的に指定通所支援を提供します。・当事業所のサービスを利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めます。・地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、指定障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との連携に努めます。・当事業所のサービスを利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。						
営業時間		8時00分	から	17時00分	まで	送迎実施の有無	あり	なし
支 援 内 容								
本人支援	健康・生活	健康状態の維持・改善、生活のリズムや生活習慣の形成、基本的な生活スキルの獲得を目的として、健康状態の把握（体調確認）、健康の増進（運動・食育・食事の提供）、リハビリテーション（個別療育）、日常生活技能訓練、構造化等による生活環境の整備を実施します。						
	運動・感覚	姿勢と運動・動作の向上、姿勢と運動・動作の補助的手段の活用、保有する感覚の総合的な活用を目的として、姿勢と運動・動作の基本的な技能の訓練、姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用訓練、身体の移動能力の向上に資する訓練、感覚刺激による訓練、感覚の補助及び代行手段の活用支援、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応（環境整備）を実施します。						
	認知・行動	認知の発達と行動の習得、空間・時間、数等の概念形成の習得、対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得を目的として、感覚や認知を活用する訓練、知覚から行動への認知過程の発達支援、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成支援、数量・大小・色等の学習支援、認知の偏りへの対応支援、行動障害の予防及び対応支援を実施します。						
	言語コミュニケーション	言語の形成と活用、言語の受容及び表出、コミュニケーションの基礎的能力の向上、コミュニケーション手段の選択と活用を目的として、言語の形成と活用支援、受容言語と表出言語の支援、人（職員及び異年齢児）との相互作用によるコミュニケーション技能訓練、指差し・身振り・サイン等の活用支援、読み書き能力の向上のための学習支援、コミュニケーション機器の活用支援を実施します。						
	人間関係社会性	他者との関わり（人間関係）の形成、自己の理解と行動の調整、仲間づくりと集団への参加が出来るようになることを目的として、アタッチメント（愛着行動）の形成支援、模倣行動の支援、感覚運動遊びから象徴遊びへの移行支援、一人遊びから協同遊びへの支援、自己の理解とコントロールのための支援、集団への参加への支援を実施します。						
家族支援		ご家族が安心して子育てができるよう、各地域や家庭の状況を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、保護者の自己決定を尊重しながら、きょうだいを含めたご家族の負担を軽減していくための物理的・心理的支援を行います。			移行支援		幼保連携型認定こども園を併設しているという特徴を最大限活かし、障害の有無にかかわらず、同年代の子どもと一緒に活動できる機会を設け、円滑な移行を図ります。	
地域支援・地域連携		同一法人内で、障害福祉サービス（通所・入居・入所）を実施しているという特徴を最大限活かし、総合的に、切れ目のない支援が受けられるよう、各事業所間その他外部の関係機関との連携体制を構築します。			職員の質の向上		法人で定める研修計画に基づき、職員の役職・能力・経験年数に応じた個別の研修のアレンジメントと、定期的な事業所内合同研修会の開催、月1回の支援会議の開催を実施します。	
主な行事等		<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢児交流活動（毎日） ・お花見、夏まつり、ハロウィン、クリスマス、お正月、ひなまつりなど、季節の移り変わりを感じられるイベント（全て城南こども園と合同開催） 						